

原発事故の被害を直視してください。被害者の声を聞いてください。

# 子ども・被災者支援法の幅広い適用と具体的な施策の実施 賠償の時効問題の抜本的な解決を求める請願署名

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
復興大臣 殿

## 【請願理由】

2012年6月、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下、「支援法」）が、全会一致の議員立法により国会で成立しました。この支援法は、被ばくを可能な限り避けながら被災地に住み続けることも、避難を選択することも、避難先から帰還を選択することも、いずれも自己決定として肯定する画期的な理念法です。しかし、支援法の成立から一年以上も放置されたあげく、復興庁が発表した「基本方針案」は既存施策を貼り合わせただけで、法の趣旨とは程遠いものでした。

東京電力福島第一原発事故は、事故以来2年以上が経過しても、収束の見通しすらたっていません。被害者は、放射能汚染と被ばくの脅威にさらされながら、今なお、把握されているだけでも、子どもたちをはじめとして約15万人の人々がふるさとを追われ、家族や地域共同体が分断されたまま、応急仮設住宅などでの避難生活を強いられています。現在、住民不在のまま決定された避難指示の解除が進みつつあり、意に沿わない帰還を強いられるケースも増えています。また、被災地にとどまる方々からは、被ばくに関する悩みを語ることもできずに、不安な心情も伝わってきます。被災者の心身は、疲弊と困難を極めており、一刻も早い、支援法の理念に基づく具体的な施策の実現が求められています。

加えて、原発事故の被害者を刻一刻と追い詰める深刻な問題が存在します。原発事故の被害についての損害賠償の請求権が、来年3月には時効消滅してしまうという問題です。先に成立した「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律（原賠ADR時効特例法）」では救済されない被害者は数多く存在します。自主避難者を含む多くの被害者は、東電から請求書面さえ送られぬままに、来年3月以降、賠償請求権が消滅してしまいます。また、東電から請求書面等が送られている被害者についても、いつまで東電が債務の存在を認め続けるかは全く不透明な状況です。

このままでは、加害者の側が賠償されるべき被害者を選択できることになり、被害者の分断が大規模に行われることとなります。この問題をこのまま放置すれば、いま現在の健康や生活の問題への対応どころか、すでに生じた損害の賠償すら、加害者である東電の対応次第になってしまうのです。

国が進めてきた原発推進政策がもたらした、悲惨な原発事故のすべての被害者は、このまま泣き寝入りを強いられていいはずはありません。原発事故子ども・支援法を、幅広く、十分な内容で実施し、賠償の時効問題を抜本的に解決することが求められています。

